○大船渡市市税に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する要綱

改正

平成21年10月30日告示第146号
平成27年９月18日告示第158号
令和元年12月16日告示第72号
令和５年10月３日総務部長決裁
令和７年３月31日総務部長決裁
令和８年１月23日総務部長決裁

大船渡市市税に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する要綱

（趣旨）

第１　この要綱は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第６条第１項及び大船渡市税規則（昭和35年大船渡市規則第８号。以下「規則」という。）第３条の２の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して行わせることができる申告等及びその手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　地方税共同機構　地方税法（昭和25年法律第226号）第761条に規定する地方税共同機構をいう。

（２）　地方税ポータルシステム　都道府県及び市町村が電子情報処理組織を使用して地方税における申告等を行わせるシステムをいう。

（３）　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第２条第１項に規定する電子署名をいう。

（４）　電子証明書　電子署名を行った者であることを確認するために用いられる事項が当該電子署名を行った者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録で、次のアからウまでのいずれかに該当するものをいう。

ア　商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の２第１項及び第３項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成したもの

イ　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第３条第１項に規定する署名用電子証明書

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、これらと同様の機能を有する電磁的記録として地方税共同機構が認めたもの

２　前項に規定するもののほか、この要綱で使用する用語は、情報通信技術活用法で使用する用語の例による。

（対象とする申告等）

第３　情報通信技術活用法第６条第１項及び規則第３条の２第１項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して行わせることができる申告等は、別表に掲げるものとする。

（電子計算機の指定）

第４　総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号。以下「情報通信技術活用法施行規則」という。）第４条第１項及び規則第３条の２第１項に規定する市の使用に係る電子計算機は、地方税ポータルシステムとする。

（事前届出）

第５　電子情報処理組織を使用して申告等を行おうとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ市長に届け出なければならない。

（１）　氏名又は名称及び住所又は所在

（２）　対象とする申告等の範囲

（３）　その他参考となるべき事項

２　前項の届出は、当該届出に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて、地方税ポータルシステムに送信することにより行うこととする。ただし、申告等を行おうとする者が、税理士法（昭和26年法律第237号）第２条第１項第２号に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けたものが電子情報処理組織を使用して当該申告等を行う場合においては、当該書類の作成を委嘱した者に係る電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書の送信を省略できるものとする。

３　市長は、前項による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、識別符号（地方税ポータルシステム利用者を特定するため当該利用者に付与する符号をいう。以下同じ。）及び暗証符号（地方税ポータルシステム利用者を特定する際のセキュリティの確保を目的として当該利用者に付与する符号をいう。以下同じ。）を通知する。

４　前項の識別符号及び暗証符号は、地方税ポータルシステムの標準仕様に基づくものとする。

５　第２項の規定にかかわらず、本市以外の地方税共同機構を構成する都道府県及び市町村から識別符号及び暗証符号の通知を受けている者が行う届出は、電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書の送信を要しないものとする。

６　前項の場合において、市長は、第３項に規定する識別符号及び暗証符号を通知しないものとする。

７　第１項の届出をした者は、同項の届出事項に変更が生じることとなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出るものとする。

（電子情報処理組織による申告等）

第６　電子情報処理組織を使用して申告等を行う者は、地方税共同機構が提供する第３の申告等に利用することができる入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、地方税ポータルシステムと電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、当該申告等について規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項並びに識別符号及び暗証符号を入力して、当該申告等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信することにより、当該申告等を行わなければならない。

２　前項の場合において、第５第２項ただし書の申告等を行うときは、当該書類の作成を

委嘱した者に係る電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書の送信を省略できるものとする。

３　前２項の申告等が行われる場合において、市長は、法令等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等（以下この項において「添付書面等」という。）に記載されている事項又は記載すべき事項を併せて入力して送信させることをもって、当該添付書面等の提出に代えさせることができる。

（申告等において氏名等を明らかにする措置）

第７　電子情報処理組織を使用して行う申告等を行う場合における税理士法第30条、第33条第１項及び第２項並びに第33条の２第３項の規定に基づく書面の提出、署名押印等については、情報通信技術活用法施行規則第13条第１項に規定する電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を当該申告等に併せて送信することをもってこれに代えさせることができる。

（手続の細目）

第８　この要綱に定めるもののほか、電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定める。

前　文（抄）（平成21年10月30日告示第146号）

平成21年10月30日から施行する。

前　文（抄）（平成27年９月18日告示第158号）

平成28年１月１日から施行する。

前　文（抄）（令和元年12月16日告示第72号）

令和元年12月16日から施行する。

附　則（令和５年10月３日総務部長決裁）

この要綱は、令和５年10月16日から施行する。

附　則（令和７年３月31日総務部長決裁）

この要綱は、令和７年３月31日から施行する。

附　則（令和８年１月23日総務部長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第３関係）

番号	電子情報処理組織を利用して行わせることができる申告等
1	地方税法第317条の６の規定による同条の書類の提出
2	地方税法第321条の５第３項の規定による同項の書類の提出
3	地方税法第321条の８第１項、第２項、第31項及び第33項から第35項までの規定によるこれらの規定の申告書及び書類の提出
4	地方税法第321条の13第１項の規定による同項の書類の提出
5	地方税法第328条の５第２項の規定による同項の申告書の提出
6	地方税法第328条の14の規定による同条の書類の提出
7	地方税法第383条の規定による同条の申告書の提出
8	大船渡市税条例（昭和29年大船渡市条例第22号）第35条の２第７項の規定による申告書の提出
9	税理士法第30条の規定による同条の書面の提出
10	税理士法第33条の２第１項又は第２項の規定によるこれらの規定の書面の添付
11	地方税法第 15 条の２第１項から第３項及び第８項の規定による同項の書類の提出
12	地方税法第 15 条の６の２第１項、第２項及び第３項において準用する地方税法第 15 条の２第８項の規定による同項の書類の提出
13	地方税法第 20 条の９の３第１項、第２項及び地方税法第 321 条の８の２の規定によるこれらの規定の書類の提出
14	地方税法第 463 条の 19 第１項の規定による同項の申告書及び書類の提出
15	大船渡市税条例第 18 条第３項の規定による同項の書類の提出
16	大船渡市税条例第 25 条の規定による同条の申告書の提出
17	大船渡市税条例第 95 条第１項及び第２項並びに第 97 条第１項から第４項までの規定によるこれらの規定の申告書及び書類の提出
18	大船渡市税条例第 131 条、第 134 条第３項、第 136 条の規定によるこれらの規定の申告書及び書類の提出
19	地方税法第 15 条の４の規定による同条の書類の提出
20	地方税法第 321 条の８第 57 項の規定による同項の書類の提出
21	地方税法第 321 条の８第 67 項の規定による同項の書類の提出
22	地方税法第 321 条の 11 の２の規定による同条の書類の提出
23	地方税法第 364 条の２の規定による同条の書類の提出
24	地方税法施行令第 48 条の 12 の規定による同条の書類の提出
25	租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 11 条の規定による同条の書類の提出
26	大船渡市税条例第 45 条の３の規定による同条の書類の提出
27	大船渡市税条例第 45 条の４の規定による同条の書類の提出
28	大船渡市税条例第 104 条の規定による同条の申告書の提出
29	地方税法第９条の２第１項、地方税法施行令第２条第６項の規定による同項の書類の提出
30	地方税法第 11 条の 10 第３項の規定による同項の申告書の提出

31	地方税法第14条の９第３項の規定による同項の書類の提出
32	地方税法第15条の２の３第２項の規定による同項の書類の提出
33	地方税法第16条の２第１項に規定による同項の書類の提出
34	地方税法第17条の３の規定による同条の書類の提出
35	地方税法第17条の４第５項の規定による同項の書類の提出
36	地方税法第20条の６第２項、地方税法施行令第６条の20の規定による同条の書類の提出
37	地方税法第317条の２第１項から第５項の規定による同項の申告書の提出
38	地方税法第349条の３の３の規定による同条の書類の提出
39	地方税法第349条の３の４の規定による同条の書類の提出
40	地方税法第352条の３の規定による同条の書類の提出
41	地方税法第 718 条第２項の規定による同項の申告書の提出
42	地方税法附則第 15 条第 43 項の規定による同項の書類の提出
43	地方税法附則第 56 条第 11 項の規定による同項の書類の提出
44	地方税法附則第 56 条第 12 項の規定による同項の書類の提出
45	地方税法附則第 56 条第 13 項の規定による同項の書類の提出
46	地方税法附則第 56 条第 14 項の規定による同項の書類の提出
47	地方税法附則第 56 条第 15 項の規定による同項の書類の提出
48	大船渡市税条例第 63 条の２第１項の規定による同項の書類の提出
49	大船渡市税条例第 63 条の３第１項の規定による同項の書類の提出
50	大船渡市税条例第 63 条の３第２項の規定による同項の書類の提出
51	大船渡市税条例第 73 条の２の規定による同条の申告書の提出
52	大船渡市税条例第 73 条の３第１項の規定による同項の申告書の提出
53	大船渡市税条例第 86 条第４項の規定による同項の書類の提出
54	大船渡市税条例第 160 条第１項の規定による同項の書類の提出
55	大船渡市税条例第 162 条の規定による同項の申告書の提出
56	大船渡市税条例附則第 10 条の３第２項の規定による同項の申告書の提出
57	大船渡市税条例附則第 10 条の３第８項の規定による同項の申告書の提出
58	大船渡市税条例附則第 10 条の３第９項の規定による同項の申告書の提出
59	大船渡市税条例附則第 10 条の３第 10 項の規定による同項の申告書の提出
60	大船渡市税条例附則第 10 条の３第 11 項の規定による同項の申告書の提出
61	大船渡市税条例附則第 10 条の３第 12 項の規定による同項の申告書の提出
62	大船渡市税条例附則第 10 条の３第 13 項の規定による同項の申告書の提出